

川崎市環境影響評価等技術指針〔解説付〕正誤表

ページ	欄	行	誤	正
341	右	下から 12行目	追加（第70 条（4）の次 行）	2 同一の事業者がそれぞれの事業を実施する場合における条例第72条の規則で定める条件は、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に該当し、かつ、市長が第3種行為に係る手続に準じた環境影響評価等を行う必要があると認めることとする。この場合において、一の事業の着手予定日から2年を超えて他の事業の着手が計画されているときは、市長は、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。
345	右	5	追加	附 則（平成20年12月1日規則第117号） この規則は、平成21年1月1日から施行する。